

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

令和八年三月十九日

川越地区消防組合管理者

森 田 初 恵

一 日 時	令和八年三月二十七日 午後一時三十分
二 場 所	川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和八年三月二十七日 一 日 間

△議事順序

午後一時三十分開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

小林 薫 議員

柿田 有一 議員 を指名する。

三、日程第五については、令和七年十月二日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、続いて、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

令和八年三月二十七日 午後一時三十分開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第七 議案第一号 専決処分の承認を求めることについて

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一〇 議案第四号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第十一 議案第五号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第十二 議案第六号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第十三 議案第七号 川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約の変更について

日程第十四 議案第八号 令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第四号）

日程第十五 議案第九号 令和八年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（一三人）

第一番 菊地 敏昭 議員 第二番 爲水 順二 議員

第三番 矢内 秀憲 議員 第四番 桐野 忠 議員

第五番 牛窪 喜史 議員 第六番 栗原 瑞治 議員

第七番 吉敷賢一郎 議員 第八番 小林 薫 議員

第九番 柿田 有一 議員 第一〇番 高橋 剛 議員

第一一番 片野 広隆 議員 第一二番 小ノ澤哲也 議員

第一三番 吉野 郁恵 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	森田初恵
副管理者	藤間隆
〃	栗原薫
会計管理者	嶋崎鉄也
消防局長	浅見篤
次長	武笠浩
〃	大谷清秋
川越北消防署長	竹内太
川越中央消防署長	小久保和徳
川越西消防署長	長澤俊幸
川島消防署長	木村寛
総務課長	落合昭仁
予防課長	杉浦力也
警防課長	水村泰之
救急課長	本澤哲
新消防庁舎建設準備室長	山本雄一

△議場に出席した職員

書記長	黒澤博行
書記	田中尚
〃	原田剛
〃	竹田陸人

△開 会（午後二時五分）

○桐野 忠議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○桐野 忠議長 直ちに会議を開きます。
日程第一、会期決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○桐野 忠議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（原田 剛書記 朗読）

川消総発第七七七号

令和八年三月二十七日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 森田初恵

議案の提出について（通知）

令和八年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 専決処分の承認を求めることについて

二 川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

四 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

五 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

六 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

七 川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約の変更に
ついて

八 令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第四号）

九 令和八年度川越地区消防組合一般会計予算

○桐野 忠議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○桐野 忠議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第八二号

令和八年三月十九日

川越地区消防組合管理者 森田初恵様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十七日午後一時三十分開会

令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第七五九号

令和八年三月二十七日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠様

川越地区消防組合管理者 森田初恵

出席通知書

要求により、令和八年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 森田初恵

副管理者 藤間 隆

〃 栗原 薫

会計管理者 嶋崎 鉄也

消防局長 浅見 篤

次長 武笠 浩

〃 大谷 清秋

川越北消防署長 竹内 太

川越中央消防署長 小久保 和徳

川越西消防署長 長澤 俊幸

川島消防署長 木村 寛

総務課長 落合 昭仁

予防課長 杉浦 力也

警防課長 水村 泰之

救急課長 本澤 哲

新消防庁舎建設準備室長 山本 雄一

令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○桐野 忠議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ
た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

小林 薫 議員

柿田 有一 議員

を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○桐野 忠議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和八年十月二日以降本日まで八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二八号

令和七年十月二日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度八月分例月出
納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三二号

令和七年十月二十二日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 矢部 竹雄

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度九月分例月出
納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三六号

令和七年十一月二十一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 矢部 竹雄

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度十月分例月出
納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四一号

令和七年十二月二十二日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 矢部 竹雄

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度十一月分例月
出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出す
る。

川消監発第四三号

令和八年一月二十三日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 矢部 竹雄

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度十二月份例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四七号

令和八年二月二十日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 矢部 竹雄

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度一月份例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○桐野 忠議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、令和七年十月一日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和七年十月一日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関することについて、令和七年十二月二十六日及び本年三月二十七日の二日間にわたり審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一日目の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関することについて、訓練塔周辺外構整備工事について及び建設スケジュールについてを単独議題とし、理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。

第二日目の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、建設スケジュールについてを議題とし、理事者より資料を基に説明を受けました。次に、新消防指令センターに関することについては、新消防指令センター整備工事完了報告及び消防局・川越北消防署移転までの災害対応について、理事者より資料を基に報告を受けました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は本組合における重要な課題であり、引き続き訓練塔新築工事、外構整備工事等が進められており、その施工状況等について調査する必要があることから、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査といたしたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和八年三月二十七日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

○桐野 忠議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○桐野 忠議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

（森田初恵管理者登壇）

○森田初恵管理者 本日は令和八年度の当初予算案を御審議いただき議会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の運営に対し格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

さて、令和五年度から継続事業として進めてまいりました新消防庁舎建設事業も訓練塔工事など一部を除き本年度で完了し、令和八年度には中心的な消防活動施設として供用を開始する予定でございます。

そのような中、令和八年度の当初予算案といたしましては、令和七年度の当初予算対比で三三・〇％減の七十二億二千五百八十六万九千円の予算規模となっております。

ます。主な施策といたしましては、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制充実強化のための資器材の整備、救急活動体制充実強化のための高規格救急自動車の更新整備等、各種事業を実施するものでございます。

また、令和八年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正等がございます。

詳細につきましては消防局長をして説明させていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 以上で管理者の挨拶を終わります。

△日程第七 議案第一号 専決処分の承認を求めることについて

○桐野 忠議長 日程第七、議案第一号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第一号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第七十九条第一項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森田 初恵

△提案理由の説明（消防局長）

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その二）請負契約について専決処分を行いましたので、これについての承認を求めるものでございます。

本請負契約につきましては、令和八年二月六日に見積執行を行い、契約の相手方を決定いたしました。工期を令和八年八月二十八日までとするため令和八年二月中に契約締結の必要があり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和八年二月十七日に専決処分したものでございます。

専決処分につきましては、前田建設工業株式会社関東支店と随意契約により三億三千八百八十万円で請負契約を締結したものでございます。

工事概要につきましては、議案第一号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

△日程第八 議案第二号 川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森田 初恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、書面の掲示等のアナログ的手法を用いることとした規定を見直すため、川越地区消防組合公告式条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、条例の公布方法等の規定を書面の掲示からウェブサイトへの掲載等に変更しようとするものでございます。また、川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に規定されている公表の方法を川越地区消防組合公告式条例の例により行うこととしようとするものでございます。

なお、施行期日は令和八年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第九、議案第三号、川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、行政手続法の一部改正に鑑み、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法を改正するため、川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法を書面の掲示からウェブサイトへの掲載等に変更しようとするものでございます。

なお、施行期日は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令に鑑み、令和八年五月二十一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第四号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第十、議案第四号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第四号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を

定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、各消防署及び消防分署の通信勤務員が夜間に行っていた駆けつけ通報への対応、火災発生時の関係機関への連絡等の通信業務に関して、令和八年四月一日から消防指令センターで一括して行うこととしたため、同日以降、各消防署及び消防分署で夜間に通信業務に就くことがなくなることから、夜間の特殊勤務として通信業務等に従事する職員に対して支給する特殊勤務手当の支給に係る規定を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例第五条第一項第三号において、夜間の特殊勤務として支給対象としていた業務内容を通信業務等から指令管制業務に改めようとするものでございます。

なお、施行期日は、令和八年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一 議案第 五号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第十一、議案第五号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第五号

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、川越市財政事情の作成及び公表に関する条例の題名が改正されたことに伴い、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市財政事情の作成及び公表に関する条例を川越市財政状況の公表に関する条例に、川越地区消防組合財政事情の作成及び公表に関する条例を川越地区消防組合財政状況の公表に関する条例に改正しようとするものでございます。

なお、施行期日は、令和八年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

△日程第十二 議案第六号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第十二、議案第六号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第六号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第六号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことにより、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加し、簡易サウナ設備について、火災の発生のおそれのある部分に防火上有効な構造に係

る規定及び安全を確保する装置等に係る規定の整備を図ろうとするものでございます。また、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を整備しようとするものでございます。

なお、施行期日は、令和八年三月三十一日にしようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。吉野郁恵議員。

（吉野郁恵議員登壇）

○吉野郁恵議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第六号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて質疑をさせていただきます。

何点か伺いいたします。

一点目といたしまして、本条例改正の経緯と趣旨について伺いいたします。

次に、二点目といたしまして、一般サウナ設備と簡易サウナ設備の違いについて伺いいたします。

三点目、最後、一般サウナ設備及び簡易サウナ設備の管内の設置状況と、併せて必要な手続について伺いいたします。

以上、質疑といたします。

（杉浦力也予防課長登壇）

○杉浦力也予防課長 御答弁申し上げます。

初めに、本火災予防条例改正の経緯と趣旨についてでございますが、近年のサウナブームを背景に、屋外のテント等に設置する消費熱量が小さいサウナ設備が急速

に普及しております。これらは従来の屋内サウナ設備とは火災リスクなどの特性が異なることが実証実験で確認され、総務省消防庁より新たな安全基準が示されました。これを受け、当組合においても実態に即した効果的な火災予防対策を図るため、新たな基準を設けようとするものでございます。

次に、一般サウナ設備と簡易サウナ設備の違いについてでございますが、一般サウナ設備とは主に屋内に設置される従来のサウナ設備のことでございます。一方、簡易サウナ設備は屋外等に設置されるテント型またはバレル型のサウナ設備で、まきや定格出力六キロワット以下の電気を熱源とするものでございます。まきを熱源とする場合には消火器の設置が必要となりますが、電気式については温度異常時の自動遮断機能が備えられているため消火器の設置は必須とはしておりません。

次に、一般サウナ設備及び簡易サウナ設備の管内の設置状況と必要な手続についてでございますが、川越市保健所、東松山保健所に確認したところ、当組合管内の一般サウナ設備は二十七施設に設置されており、その内訳は、川越市内に二十六施設、川島町内に一施設でございます。川越市内の施設は主にホテル、スーパー銭湯やスポーツクラブ等に設置されており、川島町内の施設はキャンプ場内のトレーラーハウスに設置されております。なお、簡易サウナ設備の設置はございません。手続については、事業として設置する場合には火災予防条例に基づく届出が必要となりますが、個人が私的利用のために設置する場合は届出の必要はございません。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一三 議案第七号 川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約の変更について

の二 請負契約の変更について

○桐野 忠議長 日程第十三、議案第七号、川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約の変更についてを議題といたします。

議案第七号

川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約の変更について

川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約（令和七年十月一日議決第十五号）を次のとおり変更する。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第七号、川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

変更の内容につきましては、関連工事で施工する予定であった旗竿のくい工事や外構散水栓工事、自家用給油取扱所の油水分離排水工事について、造成レベルが低いことなどから本工事と一体的に施工することとしたため、各工事の追加及び免震可動域植栽帯への転落の危険性があることから、転落防止柵を追加することに伴い、契約金額を一千六百十四万八千円増額しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一四 議案第八号 令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第四号）

○桐野 忠議長 日程第十四、議案第八号、令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案第八号

令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第四号）

令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第四号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二億七千一百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百四億四千二百三万七千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第八号、令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第四号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二億七千一百一十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百四億四千二百三十七千円にしようとするものと存じます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、二十七ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものと存じます。

第二条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、二十八ページの第二表地方債補正の金額に変更しようとするものと存じます。続きまして、別冊の令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第四号)により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。常備消防費でございます。常備消防費二千二十一万九千円の減額は、消防車両整備、消防資器材整備及び救急高度化の推進の各事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費一千九百九十二万七千円の減額は、消防局庁舎整備推進の事業

費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、消防指令センター整備事業費八千七百十万円の減額は、消防指令センター整備事業の事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費三十七万六千円の減額は、五ページに移りまして、川越市消防団消防車両整備の事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、川島非常備消防費五十九万六千円の減額は、川島町消防団消防車両整備の事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、自警消防費でございます。川越自警消防費一千三百十九万二千円の減額は、川越市自警消防隊運営事務の事業費確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、公債費でございます。元金九千五百万円の減額は、組合分元金償還金、川越市分元金償還金及び川島町分元金償還金の各事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

六ページに移りまして、利子四千万円の減額は、組合分利子償還金の事業費確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、負担金一億五千五百一十一万八千円の減額は、事業費の確定に伴い、消防組合負担金を減額しようとするものと存じます。

次に、受託収入一千三百十九万二千円の減額は、川越自警消防費の事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、消防債一億二百七十万円の減額は、常備消防債、非常備消防債、三ページに移りまして、消防局庁舎建設債及び消防指令センター整備債の各事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

以上、御説明申し上げます内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事

項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、七ページにございます附表一、地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一五 議案第九号 令和八年度川越地区消防組合一般会計予算

○桐野 忠議長 日程第十五、議案第九号、令和八年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第九号

令和八年度川越地区消防組合一般会計予算

令和八年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ七十二億二千五百八十六万九千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十四条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第二表債務負担行為」による。

（地方債）

第三条 地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表地方債」による。

（一時借入金）

第四条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

令和八年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第九号、令和八年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書三十ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七十二億二千五百八十六万九千円と定めようとするものでございます。

令和七年度当初予算と比較いたしますと、割合にして三三％、額にして三十五億六千二百二十九万九千円の減額となっております。消防庁舎建設及び消防指令センタ

―整備に係る事業費の減額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を三十一ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、債務を負担する行為をすることができず、期間及び限度額を三十三ページの第二表債務負担行為のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を三十四ページの第三表地方債のとおりに定めようとするものでございます。

第四条、一時借入金への借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和八年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明を申し上げます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、歳入でございます。

負担金の総額は六十七億五千二百九十八万八千円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料の総額は三十八万九千円を計上いたしました。行政財産使用料に係る見込額でございます。

次に、消防手数料の総額は四百三十八万八千円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込額でございます。四ページに移りまして、利子及び配当金は百四十万六千円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込額でございます。

次に、物品売払い収入は六十六万八千円を計上いたしました。不用品売払い収入に係る見込額でございます。

次に、消防寄附金一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は二千五百万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

います。

五ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入は一千六百二十三万一千円を計上いたしました。川越自警消防費に係る見込額でございます。

次に、雑入の総額は一千九百四十万三千円を計上いたしました。支弁金といたしまして関越自動車道救急業務支弁金、雑入といたしまして職員駐車場登録料及び雑入の見込額でございます。

次に、消防債の総額は四億六千二百二十万八千円を計上いたしました。常備消防債、六ページに移りまして、非常備消防債及び消防局庁舎建設債の各事業に係る見込額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議会費でございます。議会費の総額は五百五十六万一千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬、旅費等に係る所要額でございます。

次に、総務管理費でございます。一般管理費の総額は三百八十八万六千円を計上いたしました。特別職の報酬、報償費及び需用費等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、公平委員会費の総額は八万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

次に、監査委員費でございます。監査委員費の総額は三十八万二千円を計上いたしました。監査委員の報酬及び旅費等に係る所要額でございます。

次に、常備消防費でございます。常備消防費の総額は五十二億八百九十九万一千円を計上いたしました。職員人件費、火災予防対策の推進、消防車両整備、消防資器材整備、救急高度化の推進及び消防通信整備等の常備消防に係る内容でございます。主な事業を申し上げますと、職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費等に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利

厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。

十ページに移りまして、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び住民の防火意識の高揚を図るための普及啓発等に係る所要額でございます。

次に、消防資器材整備につきましては、陽圧化学防護服及び救助用ボート等に係る所要額でございます。

十一ページに移りまして、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成、救急隊員の研修及び高規格救急自動車等の更新整備等に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、消防指令支援システムデータ変更業務委託及び消防緊急通信指令施設保守管理業務委託等に係る所要額でございます。

十二ページに移りまして、消防署活動業務費につきましては、各消防署及び消防分署の消防活動資器材の整備等に係る所要額でございます。

次に、常備施設費の総額は二億四千五百八十万五千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防局庁舎改修、消防局庁舎整備推進及び消防署施設管理の各事業でございます。主な事業を申し上げますと、施設管理につきましては、各庁舎の維持管理及び二か年で実施する川越中央消防署エレベーター改修工事等に係る所要額であり、消防庁舎改修につきましては、旧川越地区消防局・川越北消防署解体工事に係る所要額でございます。

消防局庁舎建設事業費の総額は工期延長分に伴い、二億六千二百四十万円を計上いたしました。主な事業といたしましては、十三ページに移りまして、消防局庁舎建設事業の造成等に係る所要額でございます。

次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は八千六百十三万七千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、消防団車庫改修及び消防団車両管理の各事業でございます。主な事業を申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費、被服の一括整備及

び消防活動用資器材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、消防団車庫改修につきましては、山田分団及び霞ヶ関分団の屋上外壁等改修工事設計業務委託に係る所要額でございます。

次に、川島非常備消防費の総額は三千四百四十三万円を計上いたしました。

川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。主な事業を申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費、被服の一括整備及び消防活動用資器材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十五ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は九千二百九十八万五千円を計上いたしました。川越市に係る防火水槽整備及び水利施設管理の各事業でございます。消防水利の維持管理に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島水利施設費の総額は四百六十七万二千円を計上いたしました。川島町に係る防火水槽整備及び水利施設管理の各事業でございます。消防水利の維持管理等に係る所要額でございます。

次に、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は一千六百二十三万一千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務につきましては、自警消防隊に対する補助金及び器具置場解体その他工事に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は十億二千六十二万七千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は二億三千九百六十八万円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込額でございます。

次に、予備費でございます。予備費といたしまして四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げます内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別

明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、十八ページ以降にございます附表一、給与費明細書、附表二、継続費に関する調書、附表三、債務負担行為に関する調書、附表四、地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員 議案第九号、令和八年度一般会計予算について質疑を申し上げます。新年度予算は、新消防庁舎建設が一段落すること、予算規模としては大きく縮小するという形になりました。しかしながら、これから組合債の償還ということになっていきますので、従来の予算規模と比べても比較的規模は大きいものと承知をしています。

まず、初めに、令和八年度当初予算の特徴、ポイントについてお伺いをいたします。

続きまして、新消防庁舎が新年度から運用を開始されるということになります。新しくなる庁舎は大変喜ばしいところではありますが、他の署所については老朽化が進み、整備が必要などところも出てくるだろうというふうに思います。

そこで、他の消防庁舎等の改修状況等はどうなるようになっていくのかお伺いをいたします。

新庁舎ができて北消防署が、位置が変更になるということで出場体制等が変わっていくというふうに思いますが、今後の出場体制がどうなるのかお伺いをい

たします。

続きまして、庁舎の執務室等についてお伺いをいたします。内覧会等で庁舎の執務室等を拝見させていただきました。オープンなスペースで現代型の職務スペースだというふうにかがえたところでございます。現庁舎の、本庁舎の執務室が抱えていた課題をどのように整理し、それを踏まえて新庁舎の執務室をどのように改善したのかをお伺いしておきたいと思います。

また、執務室の具体的な特徴について、どのような点に配慮して整備されたのかお伺いをいたします。

新庁舎の執務室、川越市などはまだ古い、狭隘なところで、仕事もなかなかやりづらいというふうにみんな苦労して仕事をしていますが、新庁舎、消防局のほうは新しい執務になります。まだ事務はこれからで、現時点で完成形、どういうふうな業務の仕方が完成というかは、まだはっきりはしないですけども、実際に使いながら改善等を図っていくと思います。どういうふうに使いながら改善を図っていくのか、考え方をお聞きしておきたいと思います。

新しい庁舎ができると、ヘリポートを備えた広いスペースが整備されることになります。また、デジタル機器等、最新の装備が導入されることになります。大規模な災害に備える訓練なども今後行われていくと思います。様々なところと連携をしたりしながらの訓練ができる環境が整うことになりますけれども、新消防庁舎における大規模災害等の訓練について、どのようにしていくのかお伺いをおきたいと思います。

新年度、ドローンが整備をされ運用をされることになると思います。従来、民間委託等を行っていたものが局の中でドローンが運用できる体制が整備されたのは大変喜ばしいことです。議会の質問等でもドローンについて過去に質問質疑があったように記憶しておりますけれども、このドローンの運用について、実際に操縦員等をどういうふうに育成してきたのか、また、ドローンをどういうふうに運用していくのか考え方をお聞きします。

一回目の最後に、消防局としての令和八年度以降の課題について、当面一番大きな新消防庁舎の建設についてはめどがついてきたところですが、今後の課題、様々あると思いますが、これは局長に消防局の課題について伺いをして、以上、一回目といたします。

（落合昭仁総務課長登壇）

○落合昭仁総務課長 所管部分について御答弁申し上げます。

初めに、令和八年度当初予算のポイントについてでございますが、令和八年度当初予算は、前年度比約三十五億六千万円減の七十二億二千五百八十六万九千円を計上させていただきました。主な事業といたしましては、消防車両整備事業ははしご付き消防自動車の分解整備、消防資器材整備事業は陽圧式化学防護服、救助用ボート等の整備、救急高度化の推進事業は高規格救急自動車二台及び高度救命処置用資機材二台分等の整備、施設管理、消防庁舎改修事業は二か年で実施する川越中央消防署エレベーター改修工事及び旧消防庁舎の解体工事などを見込んでおります。

近年の災害は複雑多様化、激甚化の傾向が顕著であり、また、原油価格、物価高騰の見通しが困難な状況ではございますが、消防基本計画に掲げております消防・救急体制の整備並びに消防施設の充実強化を着実に推進し、消防活動体制の確立を図る予算編成とさせていただきます。

次に、老朽化が進む他の消防庁舎の改修状況はどのようになっているかについてでございますが、本組合の消防庁舎改修につきましては、各庁舎とも建設から二十年以上が経過していることから、庁舎施設の充実強化、長寿命化及び職場環境の改善を図るため、公共施設等総合管理計画等を基に計画的に改修を行っており、令和七年度につきましては、川越北消防署南古谷分署の屋上防水、外壁等改修工事、川越西消防署のトイレ改修工事を行いました。令和八年度につきましては、川越中央消防署のエレベーター改修工事、川越北消防署以外の庁舎への防犯カメラの設置、また、令和九年度に計画しております川越西消防署名細分署の屋上防水工事等の設計業務委託を執行する計画となっております。

以上でございます。

（水村泰之警防課長登壇）

○水村泰之警防課長 所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、今後の出場体制でございますが、新消防庁舎完成に伴い川越市東部地区の消防力の充実が図られます。このことから、令和八年十月には消防部隊の効率的運用を図るため、出場計画の改正を予定してございます。災害実態の変化や地域の特性、災害出場件数等の消防需要を踏まえ改正するもので、具体的には建物火災出場は現行、初動では消防ポンプ自動車七台の出場体制としましたが、四台の出場体制とし、災害実態の状況を見極めた上で災害レベルを判断し、消防部隊の柔軟な運用を図るものでございます。それに伴い水槽付き消防ポンプ自動車、化学車、救助工作車、水槽車、非常用救急自動車等の配置を変更し、より地域の実情に合った車両配置にするとともに、警防規定をはじめ各種災害対応計画、マニュアルの改正を行い、効果的かつ効率的な災害対応を図ってまいります。

次に、新消防庁舎における訓練についてでございますが、広大な訓練スペースやヘリポート、新たに整備される訓練塔により、大部隊を集結して複合的な訓練が可能となります。また、消防指令センターには、新たに防災情報システム、マルチ情報システム、大型電子ペーパーなどの情報共有ツールが整備されたことから、大規模な地震や水害を想定した情報共有や部隊運用訓練を効果的に行うことが可能となります。このことから、今後これら情報共有ツールを有効活用するとともに、災害情報を構成市町と共有し、大規模災害に対して万全を期してまいります。

最後に、ドローンの運用についてでございますが、今年度、当組合では、火災、地震、風水害等の災害が発生した際に災害現場上空から俯瞰的に情報を収集することで災害の実態を把握し、効果的かつ安全な消防活動及び火災調査を支援することを目的に二台のドローンを導入し、令和八年三月から運用を開始しています。操縦員につきましては公費により市内の教習機関において三名が受講したほか、自主的に教習機関に受講した一名の合計四名を指名しております。なお、操縦員は令和八

年二月以降、定期的に訓練を重ねており、操縦技術の向上に努めております。

災害事案での飛行実績につきましては、令和八年三月の二十四日上尾市領家地内河川敷で発生し、隣接する川島町出丸中郷地内まで広範囲に延焼を拡大したその他火災にドローンを投入し、点在する火点や延焼範囲の確認など偵察飛行を行い、火点に対して効果的な消火活動を行うことができました。このようにドローンは広範囲に及ぶ延焼火災や水難事故による人命検索活動等に有効であることから、今後、も積極的な運用を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○桐野 忠議長 暫時休憩いたします。

午後三時六分 休憩

午後三時九分 再開

○桐野 忠議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(山本雄一新消防庁舎建設準備室長登壇)

○山本雄一新消防庁舎建設準備室長 所管部分につきまして御答弁申し上げます。

初めに、現在の消防局・川越北消防署庁舎の執務室が抱えていた課題をどのように整理し、それを踏まえて新庁舎の執務室をどのように整備したのかについてでございますが、具体的には職員から意見聴取を行った結果、資料作成や決裁文書における再調整が多く、業務効率が低下していること、机の縦割り配置により他の所属とのコミュニケーションが不足がちであること、また、書棚等により視界が遮られフロアの一体感が不足していることなどの意見が多く、消防局及び消防署において共通した課題があることが確認されました。

このことから、これら諸課題や国が進める働き方改革及びDXの推進などを検討整理し、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎執務環境整備計画を策定いたしました。また、コミュニケーションの活性化や業務スピードの向上、開放的で視認性の高いオープンなフロアに整備したものでございます。

令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

続きまして、新消防庁舎の執務室の具体的な特徴について、どのような点に配慮して整備したのかについてでございますが、新消防庁舎の執務室の具体的な特徴でございますが、まず、管理職と一般職で使用する什器を共通化することにより、組織改正や人員配置の変更、さらには災害対応時においても柔軟なレイアウト変更が可能な執務環境といたしました。次に、所属長を所属職員と同一のテーブルに配置することで所属内における意見調整の迅速化と業務効率の向上を図っております。

また、事務機の引き出しを廃止、職員ごとにパーソナルロッカーを整備することでペーパーレス化の推進など、いわゆるDXの取組にも対応した環境といたしております。さらに、執務室にはABWアクティビティ・ベースド・ワーキングの考え方を取り入れ、職員が業務内容に応じて働く場所を選択できるとともに、職員間のコミュニケーションの活性化が図られるしつらえを取り入れております。これらにより平常時の業務効率の向上に加え、災害時における迅速な態勢構築にも資する執務環境を整備したものでございます。

次に、新消防庁舎の執務室整備は、現時点で完成形と捉えているのか、それとも今後検証等を踏まえながら改善を図っていくものなのかについてでございます。

新消防庁舎の執務室につきましては、国等における働き方改革の考え方を取り入れたものであり、現時点では先進事例である国や視察先の他団体において大きな課題は確認されていないものと認識しております。しかしながら、執務環境につきましては、導入して終わりではなく、実際の運用状況を踏まえた継続的な見直しが必要であると考えております。このため、当消防組合におきましては、PDCAサイクルの考え方に基つき、執務室のレイアウトや運用方法について、引き続き改善を図ってまいりたいと考えております。また、今後、各消防署及び消防分署への整備でございますが、新庁舎の運用状況を確認いたしまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 消防局として令和八年度以降、どのような課題があるかについて御答弁申し上げます。

令和八年度以降の消防局の課題といたしましては、一点目に、定年年齢の段階的引上げ及び役職定年制の導入により六十歳以上の高齢期職員の増加が見込まれ、今後は高齢期職員であっても現場業務に配置することが想定されており、そういった中で消防行政サービスの質を維持するためには、高齢期職員を現場活動に従事できるように養成することが喫緊の課題となっております。その対策といたしましては、職員の高齢化を見据え、体力維持に資する対策、健康状態や体験等を踏まえた適材適所の人員配置、中期的なキャリアパスを形成するための施策、消防資器材の見直しをはじめ、消防力の維持確保を図っていくための施策を実施してまいります。

二点目の課題といたしましては、予てから川越市東部及び南部地域の消防力の増強が課題とされていましたが、令和八年度に消防局・川越北消防署の新庁舎が供用開始となることから、川越市東部地域の消防力の増強についての課題はおおむね解決されたものと考えております。しかしながら、川越市南部地域につきましては、令和八年度から高階分署に日動救急隊を新設し救急体制の強化は図られるものの、高階分署と大東分署の中間に位置する福原地区の消防力が手薄となっていること、このようなことから今後、南部地域のさらなる消防力の強化に向け、管内情勢や財政状況等を総合的に勘案し、人員、消防車両、消防署所等の効率的な配置について調査研究を進めてまいります。

次に、三点目といたしまして、国、県が推進している消防の広域化及び指令業務の共同運用についてでございます。

消防の広域化につきましては、直ちに広域化を進めるのが困難な場合でも、消防事務の一部を複数消防本部で連携協力することで消防広域化の実現につなげるものと考えられており、その一つとして指令業務の共同運用があります。県内でも越谷市や草加、八潮等で構成する東埼玉共同消防指令センターが運用を開始し、埼玉県北部でも共同運用について検討を開始する予定と伺っております。また、県内の複

数消防本部において共同運用に関する勉強会が開催され、指令業務の共同運用がより身近な課題となっております。今後につきましては、指令業務の共同運用及び消防の広域化について、そのメリット、デメリットを十分に把握しつつ川越市、川島町にとりまして有益となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

まず、執務室についてですが、先進的な環境になるというふうに思います。川越市もぜひ、先進的にまずやられると思いますので、川越市、町もそうだと思いますが、参考にさせていただくことは多分あるだろうというふうに思います。新しくなっていく執務室、ぜひ充実した執務環境になるように、この点は注意して、私たちも見守りたいと思います。

さて、課題について伺いをいたしました。特に気になったのは職員の高齢化の問題ですね。で、体制がどうなるのか、それから、これは新しい職員をどういうふうを採用していくかという問題にも関わるんだろうというふうに思います。定数改善等が必要なのではなかるうかなというふうに想像するんですが、市町にとつては定数増を図ると経費の増加にもなるので、なかなか頭の痛いところではあります。先ほどの御答弁だと、ある程度きちんと定数の改善を図ったほうがよいのではないかとというふうに感じたところです。そこで、局長にこの定数についてどのような考えを持っているのか伺いをしておきたいと思えます。

最後に、大規模な訓練について御答弁がありました。我々も、それから関係する各機関も、こうしたところに広く周知をして、報道機関も含めて、ぜひ訓練の様子を広く見れるようにしていただけたらどうかと、我々も大変興味がありますので、そういった訓練等を多くの人に見ていただくということは考えておるのかどうか、この点について確認をして終わりたいと思います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 高齢期職員の増加に伴う採用者の確保及び関係機関を交えた訓練の実施について御答弁申し上げます。

高齢期職員の増加につきましては、令和二十年度のピーク時に百九人が見込まれており、職員の約二五％が六十歳以上の職員となります。先ほど御答弁申し上げました対策を講じましても消防力の低下が危惧され、また、年により退職者数に偏りがあり、それに伴い採用者数にも偏りが生じていることから、年齢構成の平準化を目的に、一時的に職員定数を増加させ、均一な職員採用を検討していく必要があると考えております。

次に、関係機関を交えた訓練の実施につきましては、新たな訓練施設を活用した訓練等に関係機関の訓練参加を要請し、円滑な連携、かつ効果的な対応能力の向上を図りたいと考えております。また、そのような大規模連携訓練を実施する際には、関係部局等に周知し、多くの方々に視察をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。――これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議会全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時二十二分 閉会

△会議の結果

日程第一	会期決定について 本日一日間と決定した。
日程第二	議案提出書の公表について 議案提出書を公表した。
日程第三	地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について 出席者の一覧を配布した。
日程第四	会議録署名議員指名について 議長指名のとおり決定した。
日程第五	監査結果の報告について 監査結果の提出について報告した。
日程第六	消防庁舎及び訓練施設等に関するについて 委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。
日程第七	専決処分の承認を求めることについて 承認
日程第八	川越地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決
日程第九	川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決
日程第一〇	川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決
日程第十一	川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越

令和八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定める
ことについて

原案可決

日程第一二 議案第 六号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

原案可決

日程第一三 議案第 七号 川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（そ

の二）請負契約の変更について

原案可決

日程第一四 議案第 八号 令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第四

号）

原案可決

日程第一五 議案第 九号 令和八年度川越地区消防組合一般会計予算

原案可決